官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○歳入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（財務四二）　一
〔法規的告示〕
○通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示（観光庁四）　四
〔その他告示〕
○アイヌ施策推進地域計画を認定した件（内閣府四七～五九）　四
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（同六〇～七六）　五
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務一四〇）　七
○消防法第二十一条の四第二項により型式承認した検定対象機械器具等を同条第三項の規定に基づき公示する件（同一四一）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　会計検査院　石川県　岐阜県
愛知県　愛媛県　横浜市　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
法　務
再審による無罪判決の公示
（水戸地方裁判所土浦支部）　一〇
〔公　告〕　一〇
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　二九
会社その他

省　令

○財務省令第四十二号

国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十三条第二項、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十三条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の六第一項の規定に基づき、歳入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月七日　財務大臣　加藤　勝信

歳入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第一条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（納入告知書等の送付に関する事務等の処理）	（納入告知書等の送付に関する事務等の処理）
第二十一条の四　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、歳入徴収官の事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十六条の三第二項及び予算決算及び会計令第百三十九条の三の規定に基づき、それぞれ当該各号に掲げる者に処理させるものとする。	**第二十一条の四**　［同上］
一　電子情報処理組織を使用して作成する納入告知書等の送付並びに日本銀行本店、代理店、歳入代理店又は取りまとめ指定代理店（特別手続第三条第四項に規定する取りまとめ指定代理店をいう。以下同じ。）から電気通信回線を使用して送信される第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報の受領に関する事務　財務大臣が指定する財務省所属の職員（次条（第三項を除く。）において「第一号代行機関」という。）	一　電子情報処理組織を使用して作成する納入告知書等の送付並びに日本銀行本店、代理店、歳入代理店又は取りまとめ指定代理店（特別手続第三条第四項に規定する取りまとめ指定代理店をいう。以下同じ。）から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に収録して送付される第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報の受領に関する事務　財務大臣が指定する財務省所属の職員（次条（第三項を除く。）において「第一号代行機関」という。）

二　日本銀行本店から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に収録して送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる歳入金に係る領収済通知書の画像情報並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第一条第三項に規定する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に属する歳入金（受入科目が厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定であるものに限る。）に係る振替済通知書及び集計表並びに日本銀行代理店、歳入代理店又は取りまとめ指定代理店から電気通信回線を使用して送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報の受領に関する事務　当該歳入金を取り扱う各省各庁所属の職員（次条第三項において「第二号代行機関」という。）

（代行機関の事務手続）

第二十一条の五　［略］

2　第一号代行機関は、次の各号に掲げるものの送信を受けたときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織又は電気通信回線を使用して、その旨を通知しなければならない。

［一～三　略］

二　日本銀行本店から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体に収録して送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第一条第三項に規定する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に属する歳入金（受入科目が厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定であるものに限る。）に係る振替済通知書及び集計表並びに日本銀行代理店、歳入代理店又は取りまとめ指定代理店から電気通信回線を使用して送信又は電磁的記録媒体に収録して送付される第二十一条の六第一項第一号から第六号まで及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる歳入金に係る領収済通知情報の受領に関する事務　当該歳入金を取り扱う各省各庁の長が指定する当該各省各庁所属の職員（次条第三項において「第二号代行機関」という。）

（代行機関の事務手続）

第二十一条の五　［同上］

2　第一号代行機関は、次の各号に掲げるものの送信又は送付を受けたときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織又は電気通信回線を使用して、その旨を通知しなければならない。

［一～三　同上］

四　特別手続第三条第五項の規定により取りまとめ指定代理店から送信される領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報

3　第二号代行機関は、次の各号に掲げるものの送信又は送付を受けたときは、歳入徴収官又は分任歳入徴収官に電子情報処理組織若しくは電気通信回線を使用して又は電磁的記録媒体を送付する方法により、その旨を通知しなければならない。

［一～三　略］

四　特別手続第三条第六項の規定により取りまとめ指定代理店から送信又は送付される領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報

五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第二条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（領収済通知情報等の受領に関する事務の処理）	（領収済通知情報等の受領に関する事務の処理）
第三条　財務大臣は、指定国税収納命令官及び指定分任国税収納命令官の事務のうち、次の各号に掲げるものの受領に関する事務については、国税収納金整理資金に関する法律第十三条第二項及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の六の規定に基づき、財務省大臣官房所属の職員（以下「代行機関」という。）に処理させるものとする。	**第三条**　［同上］
一　第七条第四項の規定により日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店から送信又は送付を受ける領収済通知情報及び領収済通知書の画像情報	一　第七条第四項の規定により日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店から送信又は送付を受ける領収済通知情報及び日本銀行本店から送信又は送付を受ける領収済通知書の画像情報

［二～六　略］

（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第七条　［略］

2　［略］

3　日本銀行統轄店又は指定代理店は、前二項又は第十一条の規定により日本銀行又は日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した国税等に関する事項及び当該領収済通知書の画像情報を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、日本銀行統轄店は、領収済通知書の汚損等により、当該領収済通知書の画像情報を通知することができない場合には、当該領収済通知書の内容を記載した適宜の書面（以下「補正用領収済通知書」という。）の画像情報を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店に通知しなければならない。

4　日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店は、前項の規定により日本銀行統轄店又は指定代理店から通知を受けたときは、その旨を代行機関を経由して当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、代行機関に電気通信回線を使用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して送付しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報（日本銀行本店については、補正用領収済通知書の画像情報を含む。以下同じ。）を代行機関（税関の指定国税収納命令官が取り扱った収納金に係る領収済通知書の画像情報の場合には、当該税関の指定国税収納命令官（税関の指定分任国税収納命令官が取り扱った収納金に係る領収済通知書の画像情報の場合には、その所属の指定国税収納命令官を経由して当該税関の指定分任国税収納命令官）に電気通信回線を使用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して送付しなければならない。

［5～7　略］

（領収済通知情報の訂正のための通知）

第九条　日本銀行統轄店又は指定代理店は、第七条第四項の規定により領収済通知情報が送信又は送付された後、当該領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官にその旨を通知しなければならない。

［書式を削る。］

［書式を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年五月七日から施行する。

［二～六　同上］

（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第七条　［同上］

2　［同上］

3　日本銀行統轄店又は指定代理店は、前二項又は第十一条の規定により日本銀行又は日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した国税等に関する事項を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、日本銀行統轄店は、当該領収済通知書の画像情報（領収済通知書の汚損等により、当該領収済通知書の画像情報を通知することができない場合には、当該領収済通知書の内容を記載した適宜の書面（以下「補正用領収済通知書」という。）の画像情報）を光学読取式電子情報処理組織を使用して日本銀行本店に通知し、指定代理店は、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した国税等に関する事項を記録した別紙第五号書式（別紙第一号の二書式又は別紙第一号の三書式の領収済通知書の送付を受けた場合には、別紙第五号の二書式）による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官（指定分任国税収納命令官が当該収納金を取り扱った場合には、その所属の指定国税収納命令官を経由して当該指定分任国税収納命令官）に送付しなければならない。

4　日本銀行本店又は取りまとめ指定代理店は、前項の規定により日本銀行統轄店又は指定代理店から通知を受けたときは、その旨を代行機関を経由して当該収納金を取り扱った指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、代行機関に電子情報処理組織若しくは電気通信回線を使用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して送付しなければならない。ただし、日本銀行本店は、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報（補正用領収済通知書の画像情報を含む。以下同じ。）を代行機関（税関の指定国税収納命令官が取り扱った収納金に係る領収済通知書の画像情報の場合には、当該税関の指定国税収納命令官（税関の指定分任国税収納命令官が取り扱った収納金に係る領収済通知書の画像情報の場合には、その所属の指定国税収納命令官を経由して当該税関の指定分任国税収納命令官）に電子情報処理組織若しくは電気通信回線を使用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して送付しなければならない。

［5～7　同上］

（領収済通知書等の訂正のための通知）

第九条　日本銀行統轄店又は指定代理店は、第七条第三項ただし書の規定により別紙第五号書式若しくは別紙第五号の二書式の領収済通知書が送付された後、又は同条第四項の規定により領収済通知情報が送信若しくは送付された後、当該領収済通知書又は当該領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官にその旨を通知しなければならない。

別紙第５号書式　［略］

別紙第５号の２書式　［略］

法規的告示

○観光庁告示第四号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月七日

観光庁長官　秡川　直也

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。	通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　外国語（スペイン語に限る。）　次に掲げる者	三　外国語（スペイン語に限る。）　次に掲げる者
イ　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の一級に合格した者	イ　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定試験の一級に合格した者
ロ　（略）	ロ　（略）
四　（略）	四　（略）
五　外国語（中国語に限る。）　次に掲げる者	五　外国語（中国語に限る。）　次に掲げる者
イ　（略）	イ　（略）
ロ　教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者	ロ　中華人民共和国教育部孔子学院**总**部／国家**汉办**が制作する漢語水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者
ハ　国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者	ハ　国家中国語能力試験推進委員会が実施する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者
六　外国語（イタリア語に限る。）　特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の一級に合格した者	六　外国語（イタリア語に限る。）　特定非営利活動法人国際市民交流のためのイタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定試験の一級に合格した者
七　（略）	七　（略）
八　日本歴史　次に掲げる者	八　日本歴史　次に掲げる者
イ　（略）	イ　（略）
ロ　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Ｂ又は旧日本史Ｂについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）	ロ　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Ｂについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）
九　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識　独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会又は旧現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）	九　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識　独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第四十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道帯広市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　帯広市アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第四十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道旭川市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　旭川市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第四十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道室蘭市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　室蘭市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道苫小牧市
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　苫小牧市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道根室市
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　根室市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道八雲町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　八雲町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十三号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道新冠町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　第二期新冠町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道浦河町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　浦河町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道えりも町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　えりも町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道上士幌町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　上士幌町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道厚岸町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　厚岸町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道弟子屈町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　弟子屈町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道羅臼町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　羅臼町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第六十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道新ひだか町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　新ひだか町アイヌ施策推進地域計画
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第六十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道札幌市
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　第二次札幌市アイヌ施策実施プラン
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道上士幌町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　上士幌町アイヌ施策推進地域計画
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第六十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道白老町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　第二期白老町アイヌ施策推進地域計画
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第六十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道千歳市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　千歳市アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第六十三号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十六号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道恵庭市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　恵庭市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第六十四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第五十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道八雲町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　八雲町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第六十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十七号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道上川町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　上川町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第六十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第六十号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道東川町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　東川町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第六十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道豊浦町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　アイヌの人々が誇りと希望をもてる豊浦を目指すための施策推進地域計画

○内閣府告示第六十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道白老町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　白老町アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第六十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十九号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道厚真町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　厚真町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第七十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第五十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道むかわ町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　むかわ町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第七十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第六十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道日高町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　日高町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第七十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道平取町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第七十三号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十五号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の名称　幕別町アイヌ施策推進地域計画
二　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道幕別町

○内閣府告示第七十四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道白糠町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　白糠町アイヌ文化の保存・伝承・活用推進計画～ウレシパ・プラン～
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第七十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第五十二号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道標津町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　標津町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第七十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第五十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
三重県松阪市
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　松阪市アイヌ施策推進地域計画

○総務省告示第百四十号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年三月二十日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年四月七日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス3161
2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　4e71　fa03　1ea3　3c9e　707c　4990　bbbe　b59b　b94f　0852
3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　66e4　a94f　299f　db94　8270　02ec　1864　e045　4f33　74ca　efeb　9bdc　c433　67a8　9bf9　4b15
4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　745c　e733　e88c　353b　593b　adf8　296c　1895　00d4　a99b
5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　9324　d1d7　615f　d4af　d1e6　f38e　f525　50c7　659b　24d4　2e64　5503　b21f　9c4f　33aa　6197　6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　844e　45ea　b0ab　4e39　7c6b　e24a　476b　87e9　3ceb　be90
7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　b27f　dbc7　9288　be08　dd67　b7cb　1683　30e7　2c38　efe2　ce93　ee23　862c　5805　8627　8331
8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

総務大臣　村上誠一郎

○総務省告示第百四十一号

消防法（昭和三十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の規定により、次の検定対象機械器具等について型式承認をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月七日

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
小型消火器	消第2023～６号	令和 6. 1. 9	モリタ宮田工業株式会社	東京都江東区有明三丁目５番７号
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～１号	6. 1. 29	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
小型消火器	消第2024～１号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
Ｐ型２級受信機（蓄積式）	受第24～７～１号	6. 2. 2	〃	〃
Ｒ型受信機（蓄積式）	受第2021～２～１号	6. 2. 14	〃	〃
Ｐ型１級発信機	発第2024～１号	6. 2. 27	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
金属製避難はしご	は第2024～１号	6. 3. 6	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台５丁目17番２号
泡消火薬剤	泡第2024～１号	6. 3. 15	千住金属工業株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地
大型消火器	消第2024～２号	〃	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田二丁目19番12号

Ｐ型１級発信機	発第2024～２号	〃	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
光電アナログ式分布型感知器（吸引式及び試験機能付）	感第2024～２号	〃	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第2024～３号	6. 3.27	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番５号
ＧＲ型受信機（アナログ式及び自動試験機能付）	受第30～15～２号	6. 4. 8	〃	〃
中継器（吸引式感知器用、アナログ式及び自動試験機能付）	中第2024～１号	6. 4.18	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
Ｐ型１級発信機	発第2024～３号	6. 5. 9	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
〃	発第2024～４号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2023～３～１号	6. 5.22	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第30～19～１号	6. 5.27	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番５号
〃	中第30～20～１号	〃	〃	〃
〃	中第30～21～１号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型接点付）	ス第2024～１号	〃	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
差動式スポット型感知器	感第2024～５号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
定温式スポット型感知器	感第2024～６号	〃	〃	〃
〃	感第2024～７号	〃	〃	〃
〃	感第2024～８号	〃	〃	〃
〃	感第2024～９号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第2024～２号	6. 6.13	株式会社立売堀製作所	滋賀県長浜市湖北町小倉280番地
金属製避難はしご	は第2024～２号	〃	オリロー株式会社	東京都文京区白山四丁目25番６号
Ｐ型１級受信機（蓄積式）	受第2024～１号	6. 7.10	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
Ｐ型１級受信機（蓄積式及び自動試験機能付）	受第2024～２号	〃	〃	〃
Ｐ型１級受信機（蓄積式）	受第2024～３号	〃	〃	〃
Ｐ型１級受信機（蓄積式及び自動試験機能付）	受第2024～４号	〃	〃	〃
ＧＰ型１級受信機（蓄積式）	受第2024～５号	〃	〃	〃
ＧＰ型１級受信機（蓄積式及び自動試験機能付）	受第2024～６号	〃	〃	〃
Ｇ型受信機	受第2024～７号	〃	〃	〃
Ｐ型２級受信機（蓄積式）	受第2024～８号	〃	〃	〃
小型消火器	消第2024～３号	6. 7.10	モリタ宮田工業株式会社	東京都江東区有明三丁目５番７号
〃	消第2024～４号	〃	〃	〃
中継器	中第2024～２号	6. 8. 2	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
〃	中第2024～３号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第22～１～２号	6. 8.15	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
Ｐ型１級発信機	発第2024～５号	6. 8.30	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
定温式感知線型感知器	感第2024～４号	6. 9.10	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～10号	〃	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
〃	感第2024～11号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～12号	〃	〃	〃
差動式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～13号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
〃	感第2024～14号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～15号	〃	〃	〃
中継器	中第2024～４号	〃	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
〃	中第2024～５号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第26～18～１号	6. 9.20	東洋バルヴ株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番１号
〃	流第26～19～１号	〃	〃	〃
差動式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～16号	6.10. 3	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
〃	感第2024～17号	〃	〃	〃
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～18号	〃	〃	〃
〃	感第2024～19号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～20号	〃	〃	〃
〃	感第2024～21号	〃	〃	〃

光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	〃	〃	〃	〃
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～22号	〃	〃	〃
〃	感第2024～23号	〃	〃	〃
小型消火器	〃	〃	〃	〃
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～24号	〃	〃	〃
小型消火器	消第2024～5号	6.10.4	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～26号	6.10.15	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第2024～25号	〃	〃	〃
光電式スポット型感知器	感第15～32～1号	6.11.25	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
小型消火器	消第2024～6号	6.11.26	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地
消火器用消火薬剤	薬第2024～2号	〃	〃	〃
定温式住宅用防災警報器	住警第2024～1号	6.12.3	新コスモス電機株式会社	大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目5番4号
光電式住宅用防災警報器	住警第2022～1～2号	〃	〃	〃
小型消火器	消第2024～7号	6.12.12	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田二丁目19番12号
消火器用消火薬剤	薬第2024～3号	〃	〃	〃

国会事項

衆議院

議案送付

四月三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際オリンピック委員会会長選挙に関する質問主意書（大西健介提出）

公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する再質問主意書（大西健介提出）

在留外国人の国民年金保険料の納付率がわずか四十三・四％であることに関する質問主意書（竹上裕子提出）

新市場開拓用米に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

内閣官房報償費に関する質問主意書（岡本充功提出）

議事日程

四月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号

令和七年四月四日（金曜日）

午後一時開議

第一　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

訂正

四月三日、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十六回国会衆法第二三号）の提出者「中島克仁外八名」を「中島克仁外九名」に訂正する。

参議院

議案受領

四月三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

質問主意書提出

四月三日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八一号）

公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八二号）

医療ＤＸと保険者機能強化に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八三号）

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八四号）

保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定することに関する質問主意書（浜田聡提出）（第八五号）

報告書提出

四月三日委員長から次の報告書を提出した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二日）

○福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　中川　希

願に依り本官並びに兼官を免ずる（四月三日）

会計検査院

○会計検査院退職手当審査会委員に任命する（各通）

下井　康史　野下　えみ

（事務総長官房付）会計検査院事務官　小林　佳愛

○事務総長官房人事課人事企画官に昇任させる（事務総長官房人事課人事企画官）同　島田　賢

○事務総長官房人事課人材戦略官に配置換する（以上四月一日）

石川県

○監査委員選任

不破大仁委員及び一川政之委員は、三月十九日辞職し、同月二十日次の者が選任された。

監査委員　平藏　豊志

同　谷内　律夫

岐阜県

○人事委員会委員選任

伊佐井みどり委員は、二月二十八日辞職し、欠員であったところ、三月十九日次の者が選任された。

人事委員会委員　佐藤まゆみ

愛知県

○選挙管理委員会委員選挙

加藤茂委員、小林功委員、鬼頭英一委員及び近藤良三委員は、三月二十七日任期満了となるため、同月二十四日次の者が選挙された。

選挙管理委員会委員　加藤　茂

同　吉川　伸二　同　鈴木　孝昌

同　土肥　和則

○教育委員会委員任命

度會秀子委員は、三月二十五日任期満了し、同月二十六日次の者が任命された。

教育委員会委員　田村　太一

愛媛県

○議長選挙

三宅浩正議長は、三月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　福羅　浩一

○副議長選挙

松尾和久副議長は、三月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　大西　誠

横浜市

○教育委員会委員任命

中上直委員及び大塚ちあり委員は、四月一日任期満了し、同月二日次の者が任命された。

教育委員会委員　植木八千代

同　緒方　克行

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セネガルの独立記念日につき、四月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　　務

再審による無罪判決の公示

櫻井昌司（昭和二二年一月二四日生）及び甲に対して、次の事実につき、有罪判決が確定していたが、再審の結果、犯罪の証明がなかったので、平成二三年五月二四日無罪の言渡しをした。昭和四二年八月二八日午後七時二〇分頃、茨城県北相馬郡利根町所在栄橋たもとで出会った際、互いに金策の話し合いをするうちに、他から金を借りることになり櫻井の知合いである被害者方に赴き、櫻井において被害者に借金を申し入れたがすげなく断られ、已むなく一旦栄橋付近に引き返したものの、どうしても被害者から金を借り受けようと決意し、再び打揃って被害者方を訪れ、まず櫻井において同家の勝手口から屋内にあがり込み、被害者に対し借金を申し入れたところ被害者から全く相手にされず、これを拒否されたためこれに憤慨し口論となり、その様子を右勝手口の外から目撃した甲においても被害者の態度に憤慨して屋内にあがり込み、被害者に対し借金の申し入れに応ずるよう申し向けたが、却って帰れと拒絶されて益々憤慨し、ここにおいて櫻井および甲は金欲しさの余り、この際むしろ被害者を殺害してでも現金を強取しようと決意し、共謀のうえ同日午後九時頃同家八畳間において、被害者を仰向けに押し倒し馬乗りになって押えつけ、タオルおよびワイシャツで両足を緊縛し、口に布を押し込んで閉塞し、頸部に布を巻き両手で扼し、よってその場において被害者を気管閉鎖による窒息死にいたらしめてこれを殺害したうえ同八畳間の押入れ等から被害者所有の現金合計約一〇万七〇〇〇円を強取した。

水戸地方裁判所土浦支部

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　処分をした年月日　令和７年３月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松村物産株式会社　松村　俊一　石川県金沢市広岡二丁目１番27号　国土交通大臣許可（特－４）第11349号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年１月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和建設株式会社　森本　尚孝　大阪府大阪市淀川区木川西２－２－５　国土交通大臣許可（特－１）第3274号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年１月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エア・ウォーター防災株式会社　酒井　勇次　兵庫県神戸市西区高塚台３－２－16　国土交通大臣許可（般特－２）第6445号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西川設備工業株式会社　代表清算人　関田　一也　大阪府大阪市西区土佐堀１－１－13　国土交通大臣許可（般特－２）第23614号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業、管工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社阪和総合防災　田中　勇喜　和歌山県和歌山市鷹匠町２－58　国土交通大臣許可（般特－６）第27497号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サノヤス・エンジニアリング株式会社　西山　昌宏　大阪府大阪市住之江区北加賀屋５－２－７　国土交通大臣許可（般特－６）第27716号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第３００６号
群馬県伊勢崎市富塚町636番地１
清算株式会社　ＨＳＪホールディング株式会社
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第３００７号
群馬県前橋市青柳町198番地
清算株式会社　株式会社ニッキ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第２５号
京都市山科区小野弓田町30番地８
清算株式会社　株式会社キョウホー
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０８３号
東京都港区芝４丁目16番２―3301号
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　青木　康治
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定案における用語の定義
本協定案の対象となる債権（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）は、清算株式会社に対する特別清算開始の命令があった令和６年12月26日（以下「本特別清算開始日」という。）までの原因に基づいて生じた債権並びに特別清算手続中に発生する利息及び遅延損害金（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。）である。
協定債権者及び各協定債権者のうち本特別清算開始日時点の債権の金額（以下「本債権額」という。）は、別紙「協定債権者一覧及び弁済割合」記載のとおりである。
２　弁済方法
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権に対する弁済及び権利変更
１　弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定案に係る認可決定が確定した日（以下「協定認可決定確定日」という。）から１か月以内の清算株式会社が別途指定する日（以下「本弁済日」という。）に、協定認可決定確定日に清算株式会社が保有する現預金から清算費用その他将来支出を要するものと合理的に見積もることができる諸費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧及び弁済割合」記載の弁済割合を乗じた金額（１円未満の端数は四捨五入。以下同じ。）を支払う（以下「本弁済」という。）。
２　権利変更（免除の効力発生日及び免除の内容）
協定債権者は、清算株式会社に対し、本弁済日に、協定債権の総額から本弁済額を控除した残額全額についてその債務を免除する。
３　新たな資産が発見された場合の特則
本弁済実施後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から清算費用その他将来支出を要するものと合理的に見積もることができる諸経費を控除してもなお残額が存するときには、清算株式会社が別途指定する日に、各協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧及び弁済割合」記載の弁済割合を乗じた金額を支払う。この場合、前記２の債務免除は、新たにされた弁済の限度で、その効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号
福岡市博多区諸岡５丁目31番14―206号
清算株式会社　ウィングオート株式会社
代表清算人　山本　　翼
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
以上
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．企業年金基金の名称　昭和産業企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都千代田区内神田二丁目２番１号

３．実施事業所の名称及び所在地　昭和産業株式会社　東京都千代田区内神田二丁目２番１号
昭和産業労働組合　東京都千代田区内神田二丁目２番１号鎌倉河岸ビル内

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

５．解散の認可があったものとみなされた事項
当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

６．解散認可年月日　令和７年４月１日
令和７年４月７日
東京都千代田区内神田二丁目２番１号
昭和産業企業年金基金
理事長　細井　義泰

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項により、厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　小林絵美子

２．住所　東京都千代田区内神田二丁目２番１号

令和７年４月７日
東京都千代田区内神田二丁目２番１号
昭和産業企業年金基金
理事長　細井　義泰

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　三三頁

令和七年四月七日

東京都豊島区池袋二丁目四八番一号信友山の手池袋ビル八階一Ｂ

（甲）株式会社ロイズコーポレーション
代表取締役　中山　健次

東京都豊島区池袋二丁目四八番一号信友山の手池袋ビル八階一Ｂ

（乙）株式会社ネクサスビルド
代表取締役　中山　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

静岡県御前崎市新野二番地

（甲）合同会社ＹＧＰソーラー

代表社員　吉野　和弘

静岡県御前崎市新野二番地

（乙）合同会社ＹＧＰソーラーＡ

代表社員　吉野　和弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙七の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙七は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙一、乙三、乙四及び乙七）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　一六六頁（号外第二九四号）

（乙二、乙五及び乙六）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　一六五頁（号外第二九四号）

令和七年四月七日

岡山市南区西市四三三番地四

（甲）旭メガソーラー建部田地子発電株式会社　代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙一）旭メガソーラー矢掛弥高山発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙二）旭メガソーラー津山野介代発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙三）旭メガソーラー御津発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙四）旭メガソーラー山上発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙五）旭メガソーラー伯耆発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

島根県隠岐郡隠岐の島町原田四二二番地

（乙六）旭メガソーラー隠岐発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

岡山市南区西市四三三番地四

（乙七）旭メガソーラー宇部際波発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の公共債、投資信託の窓販業務に係る事業に関して乙に開設された顧客口座に係る権利義務を承継し乙はこれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.daiwa.jp/company/documents/index.html

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月七日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

（甲）大和証券株式会社

代表取締役社長　荻野　明彦

岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

（乙）株式会社岩手銀行

代表取締役頭取　岩山　徹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙に飲食事業に関する権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　三頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月七日

東京都豊島区池袋二丁目四八番一号信友山の手池袋ビル八階―Ｂ

（甲）株式会社ロイズコーポレーション

代表取締役　中山　健次

東京都豊島区池袋二丁目四八番一号信友山の手池袋ビル八階―Ｂ

（乙）株式会社ロイズフードクリエイション

代表取締役　中山　健次

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産管理事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　千葉日報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　十七頁

令和七年四月七日

静岡県焼津市小屋敷一三八番地

（甲）ツボイホールディングス株式会社

代表取締役　坪井　弘一

静岡県焼津市小屋敷一三八番地

（乙）坪井特殊車体株式会社

代表取締役　坪井　弘一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資運用事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）・（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　六十五頁（号外第六十七号）

令和七年四月七日

名古屋市千種区新池町二丁目八番地

（甲）株式会社大楠

代表取締役　雨宮　隆昭

名古屋市千種区堀割町二丁目一〇番地

（乙）株式会社木の実社

代表取締役　雨宮　秀寿

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アイワイ（住所福岡市東区松島一丁目二八番三六号）に対して当社の不動産の賃貸・管理事業及び子会社管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十二頁（号外第六十三号）

令和七年四月七日

福岡市東区松島一丁目二八番三六号

株式会社ハナヤマ

代表取締役　花山　一雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＢＥＬＬとします。

効力発生日は令和七年五月二十七日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年四月二十日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

埼玉県狭山市新狭山二丁目三番四号ライオンズプラザ新狭山四〇六

合同会社ＢＥＬＬ

代表社員　横山　大輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

東京都北区赤羽一丁目二七番四―五〇一号

羽鳥コーポ第一号

Ｆａｎｂｅａｕｔｙ合同会社

代表社員　張　子繁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

東京都新宿区西五軒町一二番一―二一〇一号

合同会社Ｒｅｇａｎｚｏ

代表社員　塩井　淑大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

神奈川県横須賀市富士見町一丁目一三―三

アップルハウス二〇一号室

合同会社ボンタビ

代表社員　小林　玄卓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号

合同会社ｓｔｒｏｌｌ

代表社員　吉岡かおり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、組織変更後の商号はＰＬＡＳＭＡ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

名古屋市東区泉二丁目二九番八号

合同会社プラントン

代表社員　小林　颯

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＨＩＮＫＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

愛知県豊田市小川町二丁目四一番地四エスペランサ燈一〇二号

新英合同会社

代表社員　中山　英樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ＤＡＤＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

名古屋市守山区永森町六

合同会社ＤＡＤＡ

代表社員　矢部　大光

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　一六六頁（号外第二九四号）

令和七年四月七日

岡山市南区西市四三三番地四

旭メガソーラー建部田地子発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

岡山県総社市中央二丁目一七番二五号

合同会社ななつ

代表社員　山﨑　広隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

高知県高知市一宮中町一丁目二〇番二〇号

合同会社Ｏｆｆｉｃｅ　ａｓｏＴ

代表社員　松本　貴也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

沖縄県うるま市字江洲二一四九番地四ドミールＮⅢ一―Ｂ

津梁産業合同会社

代表社員　小路口泰介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千百三十五万円減少して九百万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月七日

千葉県市原市山田橋二丁目三番地一八

株式会社キャピタルエンパイヤ

代表取締役　齋藤真由美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し、三千万円とすることにいたしました。

なお、資本金の額の減少が効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、また、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込または給付期日として役員または従業員に報酬として譲渡制限付株式が発行された場合は、当該譲渡制限付株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を三千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月七日

東京都中央区銀座一丁目八番一四号

株式会社ノバレーゼ

代表取締役　荻野　洋基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月七日

東京都千代田区神田多町二丁目八番二〇号

五〇五号室

株式会社Ｎｅｘｕｓ

代表取締役　猟山　主理

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月七日

東京都品川区上大崎三丁目五番一一号

株式会社タノシルバ

代表取締役　大谷　幸平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十七頁（号外第七十二号）

令和七年四月七日

東京都文京区本郷五丁目三番二号

株式会社アッソ・インターナショナル

代表取締役　時本　大地

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億一千三十二万八千二百円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.taiyokoki.com/

令和七年四月七日

新潟県長岡市西陵町二二一番三五

株式会社太陽工機

代表取締役　渡辺　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

沖縄県中頭郡読谷村字長浜一六七二番地

みなみなみ合同会社

代表社員　城間　真

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月二十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を六二三三株、A種優先株式一株を六二三三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月七日

茨城県那珂郡東海村大字照沼六〇一番地

株式会社日本未来農業

代表取締役　久保居雅基

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月七日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番六号

アールエムトラスト株式会社

代表取締役　松島　億

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月二十二日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年五月九日開催予定の定時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告します。

令和七年四月七日

神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目八番一八号

株式会社オプティマ

代表取締役　孫　豊

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月七日

北海道網走市緑町二番一二号

南建設株式会社

代表取締役　松木　俊広

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月七日

札幌市中央区南一条東四丁目八番地一

北海自動車工業株式会社

代表取締役　髙薄　健

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月七日

京都府久世郡久御山町市田北浦四番地六

宇治丸工運送株式会社

代表取締役　進藤　啓

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月七日

山口県下関市彦島弟子待町三丁目一番八号

株式会社大明工業

代表取締役　瀬田　耕造

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月七日

大分県別府市東荘園三丁目七番三一号

宝コンフェクト株式会社

代表取締役　河越　祐人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月七日

大分県別府市東荘園三丁目七番二二号

株式会社彩豊堂

代表取締役　河越　祐人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である半田光が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

大阪府堺市堺区御陵通五番一〇―二号

株式会社プライマックスカイマン

日本における代表者　半田　光

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都千代田区内神田二丁目二番一号

昭和産業企業年金基金

清算人　小林絵美子

訂正公告

令和七年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の解散公告中、「令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により」とあるは「令和七年二月二十八日株主総会の決議により」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月七日

川崎市中原区下沼部一七七三番地一一

株式会社レティクル

代表清算人　本多　宏行